

三田市公告第 88 号

入札公告

下記の業務委託について制限付一般競争入札を実施するので、三田市契約事務規則（平成17年三田市規則第7号）第7条の規定により公告する。

令和6年7月31日

三田市長 田村 克也



1 入札対象業務

- | | |
|------------|---|
| (1) 契約番号 | 三教給第24-001号 |
| (2) 業務名称 | 清水山給食センター学校給食搬送等業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約日 から 令和10年3月31日 まで
地方自治法第234条の3規定に基づく長期継続契約 |
| (4) 予定価格 | 公表しない |
| (5) 最低制限価格 | 設定しない |
| (6) 契約保証金 | 契約単価に履行期間内の予定数量を乗じた額に100分の110を乗じた額（履行期間内の契約予定総額）の100分の3以上とする。 |
| (7) 入札保証金 | 免除 |

2 入札参加資格

三田市の競争入札参加資格取得（登録）者又はそれを取得（登録）している者のうち、次の条件をすべて満たす者。

- (1) この公告の日において、三田市の入札参加資格者名簿（物品役務）の希望取引業種が「輸送・運送業務」「一般廃棄物収集運搬処理業務」のいずれかで登録されている者であること。
- (2) この公告の日において、三田市内に本社・本店を有する者。
- (3) この公告の日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から契約予定日までの間に「三田市指名停止基準」に基づく

指名停止を受けている日が含まれているものではないこと。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続中の者については、会社更生法に基づく裁判所の更生計画の認可決定までの間、入札参加できない。また、民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続中の者については、民事再生法に基づく裁判所の再生計画の認可決定までの間、入札参加できない。ただし、国土交通省一般競争入札参加資格認定(再認定)がある者はこの限りではない。

(7) 仕様書に記載されているすべての委託業務を履行できること。このことを証する誓約書(様式は当市指定のものとする)を提出すること。業務履行のため、業務主任担当者(仕様書内では「業務管理責任者」と表記しています)を1名配置すること。(業務主任担当者は、受注者との常勤雇用関係にあるものとします。)

※業務主任担当者は、入札参加申込時から契約終了時まで原則として変更することはできません。

(8) 入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めない。その取扱いについては以下のとおりとする。

○資本関係 次のいずれかに該当する複数者の場合。

①子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。)の関係にある場合

②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

○人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

①一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあっては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

②一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下、単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

○その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

※上記に該当する者のした入札は無効とする。ただし、入札執行の完了に至るまでに上記に該当する事実が判明し、基準に該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効にならないものとする。

3 入札等に関する日程、方法等

(1) 仕様書、入札参加申込書類の配布について

○配布期間 令和6年7月31日(水)～令和6年8月9日(金)

午後3時

○配布方法 三田市ホームページよりダウンロードしてください。

※上記の方法以外での配布は行いません。

※配布期間終了後、仕様書は一切配布しません。

(2) 入札参加申込について

○申込期間 令和6年7月31日(水)～令和6年8月9日(金)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く)

午前9時～午後4時30分。ただし令和6年8月9日のみ午前9時～午後3時とする。

○申込場所 三田市教育委員会 学校教育課

総務担当 窓口(三田市立清水山給食センター内)

○申込方法 持参に限る。

○申込書類 ・入札参加申込書

・誓約書

・業務主任担当者届(添付書類含む)

※申込は時間厳守とします。また必要書類をすべて提出した時点で申込が済んだものとし、申込期間終了後はいかなる理由があっても申込することはできません。

※申込書及び資料の作成に要する費用は申込者の負担とします。

※受付済の申込書及び資料等は返却しません。

○確認結果通知 令和6年8月14日(水)までにファクシミリにて通知します。

(3) 入札参加資格がない旨の通知に対する理由の説明要求提出について

入札への参加資格がないと認められたときは、その理由について説明を求めることができます。

○提出期間 入札参加資格がない旨の通知を受け取ったとき

～令和6年8月19日(月)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く)

午前9時～午後3時

- 提出場所 三田市教育委員会 学校教育課 学校給食課
総務担当 窓口（三田市立清水山給食センター内）
- 提出方法 市長宛ての書面（任意様式で可）を提出すること。提出場所への持参に限ります。
- 要求への回答 令和6年8月22日（木）までに回答します。

(4) 仕様書等に関する質問について

- 質問期間 入札参加資格有の確認結果通知受領時
～令和6年8月19日（月）午後3時
- 質問方法 書面（任意の様式で可）をもってファクシミリ（079-559-4692）にて質問書を提出してください。
- 回答方法 令和6年8月22日（木）までに入札参加資格を有する者にファクシミリにて回答します。

※質問期間終了後はいかなる理由があっても質問は受付しません。

※質問に対する回答は、回答作成次第ファクシミリを送信します。

(5) 入札の日時及び場所並びに開札について

- 入札日時 令和6年8月27日（火） 午後3時00分
- 入札場所 三田市立ゆりのき台給食センター2階栄養指導室
- 開 札 入札終了後、即時入札者の面前にて行う。

(6) 契約予定日 令和6年9月2日（月）

4 その他

この公告に示された以外の事項については、別紙「三教給第24-001号に関する入札等説明書」に示すとおりとします。

5 入札・契約担当

三田市教育委員会 学校教育課 学校給食課 総務担当

三田市志手原 1143 番地

（電話）079-559-4691 （FAX）079-559-4692